

子ども虐待 —— 子どもの医療関係者による虐待早期発見と予防

座長：峯 真人（埼玉県小児保健協会会長）

【シンポジウムプログラム】

- **子ども虐待の現状と予防の重要性** —— リスクを抱えた子どもたちを中心に ——
清水裕子（埼玉県志木市保健センター・保健師）
- **早く気づいてほしいのに……** —— 子どもと親からのメッセージ ——
佐藤協子（埼玉こどもを虐待から守る会）
- **小児歯科医ができること**
牧 憲司（九州歯科大学教授）
- **小児医療関係者を虐待防止に向かわせるには** —— マルトリートメントとしての理解 ——
峯 真人（埼玉県小児保健協会会長・峯小児科）
- **総合討論**

虐待を受けた子どもたちが、多くの健康被害をこうむることはよく知られている。また、親が子どもを虐待する理由の中に、子ども自身が持つリスクが存在することも知られている。このリスクとして、育て難い子ども（Difficult Child）といわれる子どもたち、例えば未熟児、多胎児、障害児、慢性疾患罹患児、発達障害児たちの多くは、医療や保健機関などでの把握が可能であり、注意していればこのような子どもたちのリスク情報は虐待という事実が起る前に知ることが可能である。

しかし、彼らの日常のフォローを行っている小児医療機関や小児保健機関からの虐待相談や通告などの情報提供は非常に少ないのが現状である。

いまだに増え続けている被虐待児をこれ以上増やさないためには、医療的リスクを持つ子どもたちをいかに把握し、彼らを育てる家族に対していかに幅広い支援を提案・提供できるかという視点が極めて重要である。シンポジウムでは各シンポジストから子ども虐待の予防と早期発見についての意見をいただき、具体的な議論を行った。

▶ Pick Up

小児歯科医のできること

子ども虐待は、子どもに対する最も重大な人権侵害である。保護者が子どもへの愛情からのしつけの一環だと言っても、子どもにとって心身に有害であれば虐待といえる。重要なことは子どもの側に立って判断すべきということである。

子ども虐待には、身体的な虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待などがあり、ネグレクトが最も多く、次いで身体的虐待の順である。

歯科医師は、歯科医院での治療はもちろん、乳幼児健診や学校歯科検診などで子どもたちと接する機会が多いため、子ども虐待に気づきやすい立場にある。とくに小児歯科医は、専門職の1人として子育て支援をする責務を負っている。子ども虐待の歯科的特徴は、まず顎顔面や口腔領域の外傷を考えるが、実際にそのようなケースで歯科医院を受診することは多くない。一般的には、ネグレクトにより子どもに歯磨きの習慣がなかったり、保護者が歯科治療を受けさせなかったのが原因で、多数歯の虫歯や歯根感染により歯肉膿瘍を発症したりする。少なくともこの時点で、歯科医、学校、行政が十分に日常生活の調査等も含めてチェックすることにより、かなりの数の子どもの虐待の早期発見ができるのではなからうか。乳幼児健診や学校検診の結果を十分に継続、検討する必要がある。歯科健診のさらなる充実が子ども虐待の早期発見や予防に繋がる可能性が大きいと思われる。（牧 憲司）